

2-1 明治憲法の時代 <基礎編>

明治憲法にはどのような欠陥があったのだろうか？

明治憲法の特徴

大日本帝国憲法（明治憲法）は、天皇が定めた形をとる欽定憲法である。自由民権運動を抑えるために制定された経緯をもち、君主に大きな権力を認めていた

プロイセン憲法を手本として、国民には内容が秘密にされたまま作られた。

この憲法の特徴は、第一に天皇の大権をうたった点にあった。天皇は立法・行政・司法・外交など国政のすべてにわたる統治権をもち、さらに陸海軍を直接指揮する権限（統帥権）をもっていた。いちおう内閣制をとってはいたが、各大臣相互の独立性が強い反面で内閣総理大臣の権限は弱く、軍は統帥権を根拠に内閣の意思とは関係なく動ける余地があった。また帝国議会は天皇が立法権を行使する場合に「協賛」する機関にすぎなかった。

第二の特徴は、この憲法で認められた権利は、“生まれながらにして有する権利”としての基本的人権ではなく、天皇が「法律の範囲内」で与える「臣民の権利」にすぎなかった点である【①】。そのため1925年に制定された治安維持法によって、国民の権利はほとんど制限されてしまい、例えば国民が戦争に反対することも非常に困難になった。

もっとも、明治憲法のもとでも国民の政治参加の範囲は徐々に広がっていった。大正デモクラシー期には国民によって選挙された議員からなる衆議院の地位が高まり、衆議院における多数党が内閣を組織する政党内閣制が慣例化し【②】、男子の普通選挙制度も実現した。

富国強兵と 対外膨張

明治維新以後、日本は資本主義経済を確立し欧米列強諸国に対抗できる「一等国」となることを目指して富国強兵につとめ、近隣アジア諸国の植民地化に乗り

出した。そして日清戦争と日露戦争によって台湾・朝鮮半島・樺太・遼東半島などを植民地化し、現地住民を厳しく支配しはじめた。

昭和に入ると、世界恐慌による経済危機と社会不安の高まりを背景に「現状打破」を唱える軍部やファシズム勢力が台頭するようになった。はじめ内閣は軍縮につとめたが、軍は「内閣や議会には統帥権がない」と主張して反発するとともに、中国大陸で勝手な行動をするようになった。さらに五・一五事件によって軍に批判的な犬養首相が暗殺されて政党内閣制が否定されるようになると、もはや内閣でさえ軍の行動を抑えることができなくなって【③】、やがて日本は第二次世界大戦へと突き進んでいった。

コメント [n1]: 2007 年度教科書『現代社会』（東書・現社 001）p116

コメント [n2]: 2007 年度教科書『現代社会』（東書・現社 001）p116

コメント [n3]: 2007 年度教科書『現代社会』（東書・現社 001）p116

コメント [n4]: 2007 年度教科書『現代社会』（東書・現社 001）p116

コメント [n5]: 2007 年度教科書『現代社会』（東書・現社 001）p116

①これは、“基本的人権は、法や権力者が出現する以前から存在する”という近代的な政治思想に明らかに反するものである。

②当時は「憲政の常道」とまで言われた

③犬養首相暗殺後は軍人が組閣を命じられるようになった。さらに廣田内閣が軍部大臣現役武官制を復活させた後は、軍は陸軍大臣・海軍大臣を推挙しないことによって、軍に批判的な内閣が成立しないようにすることができるようになった。